

令和5年度

川越市立大東西中学校

いじめの防止等のための
基本的な方針



目 次

はじめに

I 基本方針

1 いじめに対する基本理念

2 いじめの定義

3 いじめの防止

4 早期発見

5 いじめに対する措置

6 いじめの解消

7 重大事態への対処

8 その他の留意事項

II 保護者・地域支援の連携

III 組織および関係機関との連携

IV いじめ防止年間指導計画（別紙）

はじめに

子どもは、日本の未来にとってかけがえのない存在であり、その一人一人の心と体は大切にされなければならない。今や国の課題として挙げられるいじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

川越市は、平成24年10月、川越市議会において、「いじめの延長上の傷害事件を教訓にいじめ再発防止を強く求める決議」が採択され、「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として示すこと、家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体の共通認識とするよう努めること、いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化することを基本方針とし、全市立学校で、いじめ問題に取り組んできた。

本校でも、学校いじめ対策委員会を設置するとともに、生徒指導・いじめ対策部会や教育相談部会を定期的に開催し、いじめの早期発見、早期解決を目指している。また、学期ごとに生徒との二者相談を実施したり、保護者会や学級懇談会等を開催したりするなど保護者との連携に努め、いじめの未然防止にも取り組んでいる。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得るものであると考える。いじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校や教育委員会を含めた、社会全体が取り組むべき重要な課題である。

そこで、本校では、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」、および平成25年10月11日に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、子ども一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめの防止についての基本理念を明らかにし、平成29年3月16日の国の基本方針の改定並びに平成29年7月の「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び、平成30年7月24日の「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を踏まえ、いじめの防止のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、本方針を示す。

I 基本方針

1 いじめの防止に関する基本理念

- 全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童生徒において、いじめをしない心を育てる。
- 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめを受けている児童生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

- (1) 生徒からのいじめのサインを見逃さないようにする。
- (2) いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめを受けている生徒を絶対を守り通すとともに、いじめをしている生徒には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。
- (4) 日常的にいじめの問題について触れ、生徒に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。
- (5) いじめ問題が発生した場合には学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめを受けている生徒を絶対を守り通すとともに、いじめをしている生徒には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (6) 学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童（生徒）等に対して、当該児童（生徒）等が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）等と一定の人的関係にある他の児童（生徒）等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童（生徒）等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(国の基本方針より)

※いじめを認知する際の方針は、以下に示す。

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けている生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」をもって行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめを受けている生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの事実確認においては、当該生徒の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

3 いじめの未然防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、生徒と教職員が認識を共有する。
- (4) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (5) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

- (6) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (7) 生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。
- (9) 生徒が取り組んでいる、「イエローリボン運動」や「4つの伝統」を充実させ、生徒が主体的に取り組む、安心・安全な学校生活を送るようにする。

4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノートや個人面談、二者・三者面談を有効に活用し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (4) 二者・三者面談や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (5) P T Aや地域、子どもサポート委員会、青少年を育てる大東地区会議、関係機関等と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等や保護者からの情報提供などの協力体制を整え、いじめの実態を掴む。

5 いじめへの対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている生徒を守り通すとともに、毅然と

した態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・いじめを受けている児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、直ちに学校いじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。・学校いじめ対策委員会で協議し、関係生徒から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、いじめを受けている・いじめをしている生徒の保護者に連絡する。
- ・指導が困難な際は、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある場合は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている生徒またはその保護者への支援

- ・いじめを受けている生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている生徒の安全を確保する。
- ・いじめを受けている生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめをしている生徒を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめを受けている生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめをしている生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめをしている生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害する

ものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・いじめをしている生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ・計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
- ・必要に応じて、法務局、警察署と連携して対応する。
- ・ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ・インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態

が相当の期間継続していることを確認する。

- ・相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の生徒の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係生徒の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより、生徒が次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認めた場合とする。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた場合
- ・その他校長や教育委員会が認める場合

① 生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

② 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

③ 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重

大事態ではないと断言できないことに留意する。

- (2) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ報告する。
 - ・学校は、教育委員会に相談しながら重大事態の調査において、どこが主体で行うかを判断する。
 - ・従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は教育委員会が主体で調査を行う。
 - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。
- (3) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。
 - ・調査組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者を除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・事実関係の確認とともに、いじめをしている生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
 - ・いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議しその上で調査を行う。
- (2) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
 - ・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
 - ・学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのよ

うな問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど) について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

- ・これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。
 - ・アンケートによる調査については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
 - ・学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。
- (5) 調査結果については、学校は教育委員会に報告する。
- (6) 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」の自殺の背景調査における注意事項を参照する。

8 その他の留意事項

- (1) 組織的な指導体制 ※Ⅲ 組織および関係機関との連携参照
- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
 - ・「学校いじめ対策委員会」の構成員については、学校の生徒指導部会（さわやか相談員含む）を中心に、必要に応じて、自治会長や PTA 役員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を含むものとする。
 - ※学校評議員を「学校いじめ対策委員」として兼ねるものとする。
 - ※日々のいじめ問題には、生徒指導・いじめ対策部会等で対応し、「学校評議員会」で本校の現状や取組等について報告し、それに対する意見等をもらう。
 - ※重大事案の調査や児童生徒のケアが必要な際に、自治会長やスクールカウンセラー等を加えた「学校いじめ対策委員会」を臨機応変に開催し、迅速に対応していく。
 - ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
 - ・学校いじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や学校評議員、地域住民（自治会長等）の意見も参考にする。

- (2) 校内研修の充実
 - ・いじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- (3) 校務の効率化
 - ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。
- (4) 学校評価と教員評価
 - ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組む。
 - ・教職員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

II 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を推進する。

- (1) 校内のさわやか相談室の周知
 - ・スクールカウンセラーやさわやか相談室の相談日や時間等のお知らせの配布による相談窓口の周知
- (2) 埼玉県や川越市等が開設するいじめ相談窓口の周知
 - ・いじめ相談等の開設場所や電話番号等のお知らせ、相談窓口広報リーフレット等の配布による相談窓口の周知
- (3) 情報モラルの啓発
 - ・家庭教育学級及び保護者会、学校主催の各種講演会等における情報モラルに係る研修会の啓発
- (4) いじめの未然防止の啓発
 - ・いじめの未然防止のためのスローガン等による、いじめの未然防止の啓発や入学説明会等の機会を活用した、保護者に対するいじめの未然防止に係る啓発
- (5) 学校基本方針や学校のいじめに対する取組の周知
 - ・学校評議員会議において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応等について共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。
 - ・学校基本方針については、学校のホームページへ掲載するとともに、その方法により、保護者や地域住民に積極的に周知を図る。また、各年度初めに生徒、保護者、関係機関等に説明する。

Ⅲ 組織および関係機関との連携

いじめの未然防止および早期発見・早期解決を図っていくための対策として、いじめ防止に対する校内組織体制を幅広く確立する。

いじめの防止、点検活動を確実に行的っていくための組織として、外部識者を含む委員による学校いじめ対策委員会、校内の点検・指導体制として生徒指導・いじめ対策部会、教育相談を設置する。

(1) 学校いじめ対策委員会

校長、教頭、PTA 会長、学校運営協議会委員、養護教諭、さわやか相談員、生徒指導主任等

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(2) 生徒指導・いじめ対策部会

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭、さわやか相談員等

(3) 教育相談部会

校長、教頭、教育相談主任、学年教育相談担当、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等

いじめの状況に応じて、関係機関との連携、調整を図り、関係機関からの出席を依頼するなど、ケース会議などを立ち上げ、方針や具体的な対応策について協議し、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 川越市教育委員会との連携

- ・川越市立教育センター分室（リベアラ）におけるいじめ電話相談
- ・いじめ相談電子窓口を生徒、保護者等へ周知
- ・川越市教育委員会作成のいじめ発見チェックリストやいじめ対応マニュアルの活用
- ・川越市教育委員会主催のいじめ防止等に関する研修会への参加
- ・必要に応じて教育指導課生徒指導担当による、学校に対する迅速かつ適切な支援の要請
- ・必要に応じて生徒指導担当指導主事による学校訪問の要請
- ・必要に応じて校種間連携担当指導主事による定期的な学校訪問の要請

- (2) 警察との連携
 - ・川越警察署生活安全課との連携
 - ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
 - ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課等との連携による保護者への啓発
- (3) 青少年を育てる大東地区会議との連携
- (4) 児童相談所、福祉部局、法務局、庁内関係課との連携
- (5) 大東西小学校との連携
 - ・一小一中の関係から、9年間を見通した小学校との連携の充実
- (6) その他
 - ① P D C Aサイクルによる学校におけるいじめの防止等の取組の検証
 - ・学校評価等において、いじめに係る評価項目を位置づけることにより、教員の自己評価や関係者評価を通して、学校がいじめの防止等の取組を検証し、改善が図られるようにする。
 - ② 学校と家庭・地域や関係機関等との連携推進の促進
 - ・川越子どもサポート事業やスマイルチャレンジ事業等を通して、学校・家庭・地域の連携を強め、三者が協働してできることを検討し、実現に向けた積極的な取組を展開する。